

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和4年3月15日（火） 午前10時00分～午前10時20分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 4番 杉浦 浩一、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文
オブザーバー
議長（9番） 柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 10番 杉浦 辰夫、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子、
16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、
市民部長、市民窓口GL、
都市政策部長、都市計画GL、土木GL、防災防犯GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (3) 議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について
- (4) 議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- (5) 議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の岡田公作委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

《議 題》

（１）議案第３号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第３号の質疑を打ち切ります

（２）議案第４号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（６） 確認だけですけれど。但し書き以降の特例を廃止とあるけれどもですね、この補償年金とか、障害補償年金、遺族補償を受ける権利は、この次の議案の第５号にある、消防団員等の公務災害補償責任共済契約に、今後は含まれるという解釈でいいのか、どうか、そこら辺の確認をお願いします。

答（防災防犯） 今回の改正は、補償年金を担保に国の公的機関から借り入れる制度がございましたが、年金法等の改正に伴って、事業が廃止されたことに伴う改正でございます。

現に受けてる方、施行４月１日以前に申し込まれた方は、経過措置として、従前の例によるという改定でございます。

問（６） ということは、新しく例えば、消防団員になられる方は、そ

ういった保障がなくなるということの解釈。

答（防災防犯） 公務災害等の補償はございます。その補償費を担保に、借り入れる制度が廃止されたことに伴う、本条例の改正でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（6） 4点ほどお伺いします。

まず、基本団員及び機能別団員との違いというか、どういった区別か。それと、市長が定める特定の消防事務とは、どういったことか。

それと、消防団員等公務災害補償責任共済契約には、機能別団員を加えるが、消防団員退職報償金支給責任共済契約には、加えないのはなぜなのか。

それと、あと、出勤報酬は、機能別団員にも適用されるのか。そこら辺、その4点をお伺いします。

答（防災防犯） 機能別団員と、基本団員の違いでございますが、従前の消防団員が、基本団員でございます。機能別は、活動を限定した、いわゆる、今の基本団員が行っている活動全てではなく、限定したものを担っていただくのが機能別団員となっております。市長が定める消防事務というのが、一般的な訓練、行事等でございます。

公務災害等については、全ての団員が対象となります。退職金については、機能別団員を外しております。近隣市との均衡、活動の範囲が限定されるということで、今回、退職金の対象外とさせていただいております。

最後に、機能別団員につきましても、出勤報酬は同等の支払いとなり

ますので、よろしく願いいたします。

問（6） ありがとうございます。

この限定事務とは、消防団、要するに、今まで122人のうち、8人ということなんですけれど、そこら辺で、この非常時のときにですね、その事務的なあれは区別ができるのか。そこら辺のことを、ちょっと心配しとるんですけれど。

答（防災防犯） 消防団活動でございますけど、団長の命によって、団員が活動いたします。

機能別団員の活動の中には、大規模災害時の後方支援、避難所等の支援等も入りますので、団でしっかりと活動内容を分けて活動していくとっておりますので、よろしく願いいたします。

問（14） 機能別団員に、今、大きく分けて、大規模災害団員と後方活動団員がありますけども。この資格に何か差があるのか。

それから、機能別団員とは、これは各分団に属するのか、それとも本団とか、どういった所属になるのか。

それから最後に、近隣市の導入についてもお願いいたします。

答（防災防犯） 基本団員と機能別団員には、資格の違いはございません。8名の機能別団員は、本団付けにしております。

近隣市の状況でございますが、既にそういった制度を設けているのが、安城市、碧南市、知立市となっております。

問（14） 先が一番最初の質問で、機能別でも、主に、大規模災害団員と後方活動団員がありますけども、この要件の違い。資格の要件の、資格の違いについて。誰でもこれはなれるものかってことなんですわ。

答（防災防犯） 基本団員も、機能別団員も、資格に違いはございません。機能別団員は、活動を制限した中での活動をお願いするものですから、最前線ではなく後方支援の指示をして、後方支援活動を担っていただくと考えております。

問（12） 新旧対照表では、もともと122人を今言ったように、114から機能別団員を8人にしたということですが。そうすると、8人は本団付けということでありまして、114名は、各団の団員数が分かれば、教

えていただきたいと思えます。

答（防災防犯） 本市の消防団、4分団ございます。各分団ごとに、団員を22名というふうに、基本団員22名としております。

問（12） 1団、22人。

答（防災防犯） すいません。28名でございます。

問（12） 最近の消防団というのは、衣浦東部がしっかり機能していただいているおかげで、各分団は、後方支援だというようなことが主かと思えますけども、その機能別団員が、後方支援なのか。各団が、後方支援なのか。そのこの区別というのは、つけて活動するのか。団長以下、指示に従って、現場において指示がなされると思えますけども、そこら辺の区別はなされるわけですか。

答（防災防犯） 基本団員と機能別で、従前の消防団員が、基本団員でございます。機能別は、一部、活動を制限することから、現在、最前線、火事の災害の最前線での活動ではなく、後方支援に限定した活動に機能別の団員を考えております。活動を団員ごとに仕分けると考えております。以上でございます。

問（12） 新旧対照表の中に、水火災から、災害に、あるいは、地震等の災害に改められましたけれども、その意図を教えてくださいということ。4時間以上、4時間未満という、金銭的な区別がなされますけども、消防団員の皆さん方も、やっぱり自身の家族がありますし、職場がありますし、災害の場合、長期的になる、日にちをひよっとしたら、またぐような時があると思えますけども、そういったときの消防団員の対応。本団のほうから指示が出るかと思えますけども、どういう対応されるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

答（防災防犯） 大規模の災害時、委員おっしゃられるとおり、長期になる可能性が非常に高くございます。

報酬につきましては、1日当たりと考えております。24時を超えれば、二日目となりますので、別の出勤報酬と考えております。

長期戦は、やはりマンパワーをいかに有効にするかということで、恐らく、団のほうで、休憩をとりながら、交替制で活動していくと思われ

ます。以上でございます。

問（12） それでは、今、言ったように、災害が加わったということは、そういった消防団にも、そういう規約を設けて、こういう場合はこういう対応をするよという、そういう、規約といたしますか、内規といたしますか、申合せといたしますか。そういうものがあるということによろしいでしょうか。

答（防災防犯） 活動の中での申合せというか、内規のルールづくりの中で、機能別は、基本団員より一部活動を制限するとの協議をしておりますので、その範囲内で活動を振り分けていただくと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

（4） 議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

（5） 議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第3号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第4号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第5号 高浜市消防団条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第7号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時20分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長